

# 子ども手当の受給手続きはお早めに

平成22年4月1日から、児童手当に代わる「子ども手当」の制度が始まりました。制度改正により、4月1日現在、受給資格がある方は、取り扱いの特例があります。手続きが必要な世帯には、4月下旬に案内を送付していますので、早めに手続きをしてください。

対象となる子ども	支給額(月額)	所得制限	支給時期
中学校修了前まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)	子ども1人につき 13,000円	なし	22年6月(4・5月分) 10月(6～9月分) 23年2月(10～1月分) 6月(2・3月分)

## ◆子ども手当の概要(平成22年度)

### ◆受給資格者

●幕別町に住民登録があり、支給対象となる子どもを養育している父または母(共働きなどの場合は、所得や健康保険の状況などにより、主に生計を維持している方)。

●父母のどちらも養育していない場合は代わって養育している方。

### ◆手続きが必要な方

●中学校2年生、3年生の子どもがいる方。

●所得制限などで児童手当の認定を受けていなかった方

※対象となる子どもの世帯には、4月下旬に案内を送付していますので、確認ください。

### ◆請求書の提出先

請求書は、こども課児童福祉係(保健福祉センター内)、札内支所、糠内出張所、ふれあいセン

ター福寿の窓口提出してください。

### ◆請求期限の特例

平成22年4月1日現在、受給資格のある方が平成22年4月分からの手当を受給するには、請求期限の特例により、平成22年9月30日(木)までの受け付けが必要です。

### ◆支給時期の特例

5月18日以降に手続きされた方は、4月分と5月分の手当を、7月以降に順次お支払いします。支払日は月に一度、定められた日になります。

### ◆受給手続きが不要の方

平成22年3月現在、幕別町から児童手当の認定を受けている方で、平成22年4月1日現在、中学校1年生以下の子どもの方のみの方は手続きが不要です。

※出生等で新たに支給対象となる子どもが増えた場合は、手続きが必要です。

### ◆子どもと別居している父母

子どもを養育している方の居住する市町村で手続きを行います。

支給対象となる子ども全員が、幕別町に居住していない方は、受給資格があってもご案内がで

きません。

詳しくは問い合わせください。

### ◆公務員の方

ご案内を送付してありますが、勤務先での手続きとなります。

### ◆問い合わせ先

こども課児童福祉係(保健福祉センター内) ☎  
【幕】54-3811

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします。

子ども手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するための制度です。手当の支給を受けた人は、手当を「子どもを大切に育てる」ために使うことが定められています。

### 子ども手当の寄付について

子ども手当の全部または一部を支給を受けずに幕別町に寄付して、子育てを支援するための事業に活かしていただくこともできます。簡単に寄付の手続きを行うことができますので、関心のある方は問い合わせください。

使用量別上下水道料金表（家専用）（単位：円）

使用量 (m <sup>3</sup> )	幕別・札内地区の新料金			忠類地区の新料金		
	水道 料金	下水道 料金	合計	水道 料金	下水道 料金	合計
0	350	1,610	1,960	399	1,610	2,009
1	590	1,610	2,200	603	1,610	2,213
2	830	1,610	2,440	807	1,610	2,417
3	1,070	1,610	2,680	1,011	1,610	2,621
4	1,310	1,610	2,920	1,215	1,610	2,825
5	1,550	1,610	3,160	1,419	1,610	3,029
6	1,790	1,610	3,400	1,623	1,610	3,233
7	2,030	1,610	3,640	1,827	1,610	3,437
8	2,270	1,610	3,880	2,031	1,610	3,641
9	2,510	1,610	4,120	2,235	1,610	3,845
10	2,750	1,610	4,360	2,439	1,610	4,049
11	2,990	1,771	4,761	2,643	1,771	4,414
12	3,230	1,932	5,162	2,847	1,932	4,779
13	3,470	2,093	5,563	3,051	2,093	5,144
14	3,710	2,254	5,964	3,255	2,254	5,509
15	3,950	2,415	6,365	3,459	2,415	5,874
16	4,190	2,576	6,766	3,663	2,576	6,239
17	4,430	2,737	7,167	3,867	2,737	6,604
18	4,670	2,898	7,568	4,071	2,898	6,969
19	4,910	3,059	7,969	4,275	3,059	7,334
20	5,150	3,220	8,370	4,479	3,220	7,699
21	5,390	3,381	8,771	4,683	3,381	8,064
22	5,630	3,542	9,172	4,887	3,542	8,429
23	5,870	3,703	9,573	5,091	3,703	8,794
24	6,110	3,864	9,974	5,295	3,864	9,159
25	6,350	4,025	10,375	5,499	4,025	9,524
26	6,590	4,186	10,776	5,703	4,186	9,889
27	6,830	4,347	11,177	5,907	4,347	10,254
28	7,070	4,508	11,578	6,111	4,508	10,619
29	7,310	4,669	11,979	6,315	4,669	10,984
30	7,550	4,830	12,380	6,519	4,830	11,349
35	8,750	5,635	14,385	7,539	5,635	13,174
40	9,950	6,440	16,390	8,559	6,440	14,999
45	11,150	7,245	18,395	9,579	7,245	16,824
50	12,350	8,050	20,400	10,599	8,050	18,649

## 使用料

### 下水道料金が改定されました

広報4月号でお伝えしましたとおり、6月分から下水道料金を基本料金1400円から1610円（10トンまで）に、超過料金（10トンを超える1トンあたり）140円から161円に改定します。  
下水道料金改定後の上下水道新料金は次の表のとおりになります。



## 2010 国勢調査

### 調査員を募集します

#### ◆応募資格

町内在住で20歳以上の方。  
徴税、警察に直接関係のある仕事に従事していない方。  
責任を持って調査事務を遂行できる方。  
調査区が広いので、自家用車を所有し運転できる方。  
※燃料代は報酬に含まれます。

#### ◆報酬（予定）

1調査区あたり 39,860円

#### ◆提出書類

申込書

#### ◆提出先

町民課住民年金係、  
忠類総合支所住民課、  
札内支所、  
糠内出張所

#### ◆提出期限

6月15日

#### ◆その他

応募多数の場合は抽選となります。

#### ◆問い合わせ先

企画室企画情報担当（【暮】54-6610）